

## 名張市公民連携窓口 提案募集シート（公募型）

### 【 提案内容 】

提案タイトル	名張市「暮らしの便利帳」協働発行事業者の募集
	担当室：名張市なばりの未来創造部広報シティプロモーション推進室
	電話：0595-63-7402
	メール：pr@city.nabari.lg.jp
提案内容	市民の暮らしに役立つ情報を提供し、また、民間企業等の広告掲載等を通じて地域経済等の活性化を図ることを目的に、行政情報と地域情報を掲載した行政ガイドブック「暮らしの便利帳」を作成するもので、これに賛同し、冊子を無料で市へ提供できる事業者を募集する。詳しくは募集要項を確認ください。
条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・名張市入札参加資格者名簿に登録されていること</li><li>・地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者</li><li>・市から資格停止措置を受けていない者</li><li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でない者</li><li>・法人税及び法人事業税を滞納していない者</li></ul> 詳しくは募集要項を確認ください。
備考	

細かな条件については対話を進めると出てくる場合もありますが、提案を受け付ける前提条件を記載してください。

各項目について必要に応じ追加してください。

## 令和7年度 名張市「暮らしの便利帳」協働発行业者募集要項

### 1. 概要

名張市は従来より市民の暮らしに役立つ情報を提供する「暮らしの便利帳」し、各戸に配布しています。この便利帳の新刊を作成するに当たり、便利帳に何かしらの企業側のメリットを付与し、市の負担なく市民に便利帳を配布したい。

### 2. 募集内容

#### (1) 提案名

令和7年度 名張市「暮らしの便利帳」協働発行业者

#### (2) 提案概要

名張市「暮らしの便利帳」の製作及び市内全戸配布を一括して行う

#### (3) 応募期間

令和7年6月18日（水）から7月16日（水）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日除く）

#### (4) 応募資格

次のすべての条件を満たす事業者

- ・名張市入札参加資格者名簿に登録されていること
- ・地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者
- ・市から資格停止措置を受けていない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でない者
- ・法人税及び法人事業税を滞納していない者

#### (5) 提出書類

ア 協働発行参加申込書

イ 応募者が過去に協働発行业者として作成し、冊子を無料で自治体へ提供し全戸配布した行政ガイドブック等（見本）

ウ 企画提案書（紙7部及びPDFデータ）

- ①行政ガイドブック等の作成・配布を実現する手法（例：広告販売等）
- ②行政ガイドブック等の実績一覧  
（過去5年以内に発行され、無料で自治体へ提供し全戸配布したもの）
- ③発行・配布までの工程表  
（作業項目及び市の役割と応募者の役割を分かりやすく示したもの）
- ④法人税及び法人事業税それぞれの未納の税額が無いことの証明書  
（証明書は発行日から3カ月以内のもの、写しでも可）
- ⑤会社概要  
（会社概要がわかるパンフレット等を添付すること）

※別添参考様式を元に作成すること。なお提出された書類は返却しない。

(6) 応募方法

必要書類を各一部、持参または郵送

(7) 質問の受付・回答

- ア 質問提出期間 令和7年6月18日（水）から6月30日（月）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日除く）
- イ 質問提出場所 名張市鴻之台1番町1番地  
名張市役所 広報シティプロモーション推進室
- ウ 質問提出方法 ファクス、または、電子メール（様式は任意）
- エ 回答供覧期限 令和7年7月16日（水）まで
- オ 回答供覧場所 名張市ホームページに掲載

(8) 広告を掲載する際の条件

掲載できる広告の内容の範囲については名張市有料広告事業実施要綱及び名張市有料広告掲載基準を準用する。また、その内容が不相当であると市が判断した場合は全体または一部を市と協議のうえ変更することとし応募者が広告主との調整を行う。

(9) 協働発行事業者の決定

提出書類に基づき、総合的に評価し提供者（1社）を決定する。なお、審査の経緯は公表しない。結果通知は令和7年7月中旬に発送予定。

### 3. 仕様

#### (1) 規格等

ア 発行部数 36,000部以上

イ 組版 A4版・4色

ウ 頁数 100～120頁程度

ただし、広告等を掲載するスペースは3分の1程度までとする。

※広告掲載の場合、原稿内には、広告である旨を明記するものとする。

#### エ 主な掲載内容

行政情報（市の沿革・概要、市役所の窓口・手続き、公共施設案内ほか）、地域情報、  
広告等

オ 提供者がレイアウト等のデザインを行うこと。分かりやすいユニバーサルデザインを基本とすること。なお、掲載記事の内容等については、市との十分な校正の上製作を行うこと。

カ 製本 無線綴じ

キ 納品 発行した「暮らしの便利帳」を市内の全世帯に配布することにより納品に代えるものとする。残部は名張市役所広報シティプロモーション推進室に納入するものとする。

ク 別途「暮らしの便利帳」の電子データをPDFファイル等により市に納入するものとし、当該電子データを市ホームページ等で公開できるものとする。

#### (2) 発行時期

令和8年2月（予定）

ただし、事業者の選定事務が生じた場合は、発行時期を変更する場合がある。

#### (3) 費用負担

「暮らしの便利帳」の企画、編集、印刷、製本及び配布に係る費用は、協働発行业務者が全額負担し、市は費用負担しない。

#### (4) その他

便利帳の製作及び配布並びにその他の事項において、本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

#### 4. 協働発行事業者の責務

- (1) 配布した冊子または広告主等に問題が生じた場合は、速やかに当該冊子を全部回収し、代替冊子を提供するものとする。
- (2) 広告内容等について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

#### 5. 提出および問合せ先

名張市鴻之台1番町1番地 名張市役所 広報シティプロモーション推進室

電話 0595-63-7402 (直通)

ファクス 0595-61-0815

電子メール [pr@city.nabari.lg.jp](mailto:pr@city.nabari.lg.jp)